

株 主 各 位

東京都港区虎ノ門四丁目3番13号神谷町セントラルプレイス
株式会社テー・オー・ダブリュー
代表取締役社長 江 草 康 二

第36期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第36期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成24年9月24日（月曜日）午後6時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成24年9月25日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区赤坂2-17-22赤坂ツインタワー
東館7F（TKP赤坂ツインタワーカンファレンスセンター）
（会場が前回と異なっておりますので、末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違いのないようご来場ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第36期（平成23年7月1日から平成24年6月30日まで）連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第36期（平成23年7月1日から平成24年6月30日まで）事業報告及び計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役7名選任の件
- 第4号議案 取締役の報酬等の額の変更及び報酬等の内容の決定の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎新社長就任に伴い、本株主総会終了後、同会場において株主懇談会を開催することといたしますので、是非ご出席賜りたくご案内申し上げます。

◎本株主総会招集ご通知に掲載しております事業報告、連結計算書類及び計算書類並びに株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.tow.co.jp>）において掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(平成23年7月1日から
平成24年6月30日まで)

I 企業集団の現況

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、東日本大震災後からの復興に伴う企業業績の回復など、明るい兆しも見えてまいりましたが、欧州の債務危機を背景とした海外経済の減速懸念や、円高及び原油価格の高騰による企業業績への悪影響など、依然として先行きは不透明であります。

当社グループの属する広告業界におきましては、平成23年（1月～12月）の国内総広告費が5兆7,096億円（前年比2.3%減：㈱電通「日本の広告費」平成24年2月発表による。）と、4年連続で減少いたしました。大手広告代理店の平成23年（1月～12月）の売上高につきましては、震災の影響により、前年比で微減となったものの（「広告と経済」平成24年2月21日発行による。）、平成24年1月以降（1月～6月）の売上高につきましては、震災からの復興により、前年比で増加に転じるなど（「広告と経済」平成24年8月1日発行による。）、堅調に推移しました。

当社グループの事業領域であるプロモーション領域におきましても、自粛措置等が取られていたクライアント各社の販促活動に持ち直しの傾向が見られました。

このような事業環境の中、当社といたしましては、デジタル部門の強化策としてWeb制作会社㈱ニューロマジックほか2社との業務連携の実施、店頭プロモーションの強化策として成果追求型の営業支援業務を行う㈱ヒト・コミュニケーションズとの業務連携、ノベルティグッズの企画・開発・販売の更なる品質向上のため、日本ラボテック㈱との業務連携等、前期に引き続きワンストップ体制とプロモーション提案力の強化に積極的に取り組んでまいりました。

また、震災後に活性化した情報通信各社・飲料食品／嗜好品メーカー等のフィールドプロモーションの取り込み、医薬品や化粧品・トイレタリー業界などの新規クライアントの取り込み等、積極的な営業活動に注力しました。

その中でも特に情報通信各社のプロモーションが予想以上に好調であったことと、震災の影響により前期から当期にずれ込み実施された案件があったこと、また震災復興関連案件が発生したこと等の特殊要因も加わり、通期の業績は、連結・個別共に平成23年8月5日発表の業績予想を上回り、平成24年6月15日に業績予想の上方修正を行いました。更に、既存案件の売上高が引き続き予想を上回ったため、売上高、営業利益、経常利益、当期純利益共に公表値を上回る結果となり、当連結会計年度の売上高は140億33百万円（前連結会計年度比32.8%増）、営業利益は11億12百万円（同193.8%増）、経常利益は11億26百万円（同198.1%増）、当期純利益は5億97百万円（同355.0%増）となりました。

<カテゴリー別概況>

(文化／スポーツ)

当連結会計年度は、中型のスポーツイベントを受注したことにより、前連結会計年度比1638.7%の売上増となりました。

(広報)

当連結会計年度は、自動車メーカーの各種発表会や飲料メーカーによるオリンピック関連案件を受注したこと等により、前連結会計年度比42.2%の売上増となりました。

(販促)

当連結会計年度は、震災後に活性化した嗜好品メーカーや情報通信各社のプロモーションが予想以上に好調であったこと等により、前連結会計年度比25.8%の売上増となりました。

(制作物)

当連結会計年度は、化粧品メーカーのWeb制作や販促グッズ、飲料・嗜好品メーカーの販促グッズ等の受注が比較的好調に推移したことにより、前連結会計年度比62.2%の売上増となりました。

(企画売上高)

企画売上高は、前連結会計年度比7.6%の売上減となりました。

カテゴリー別売上高の構成は次のとおりであります。

カテゴリー		金額（百万円）	構成比（%）
制作 売上 高	博 展	—	—
	文化／スポーツ	42	0.3
	広 報	3,496	24.9
	販 促	8,961	63.9
	制 作 物	1,448	10.3
小 計		13,948	99.4
企 画 売 上 高		85	0.6
合 計		14,033	100.0

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の実施額は4百万円で、その内訳は次のとおりであります。

投 資 区 分	金 額
ファイアウォール	1百万円
ファイルサーバ	1
その他	1
合 計	4

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において特記すべき事項はありません。

(4) 財産及び損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第 33 期 (平成21年6月期)	第 34 期 (平成22年6月期)	第 35 期 (平成23年6月期)	第 36 期 (当連結会計年度) (平成24年6月期)
売 上 高(百万円)	14,210	12,575	10,570	14,033
経 常 利 益(百万円)	1,392	670	377	1,126
当 期 純 利 益(百万円)	876	357	131	597
1株当たり当期純利益 (円)	75.86	31.03	11.47	52.39
総 資 産(百万円)	9,093	8,457	7,391	9,466
純 資 産(百万円)	5,175	5,152	5,015	5,340
1株当たり純資産額 (円)	449.52	447.39	439.98	468.41

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数により算出しております。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社 ティー・ツー・ クリエイティブ	100,000千円	100.0%	イベントの 制作・運営・演出
株式会社ソイル	50,000千円	100.0%	イベントの 演出・映像制作

(6) 対処すべき課題

(1) 事業の経過及び成果に記載のとおり、企業経営環境は引き続き厳しい状況が続くものと思われまます。しかしながら、顧客（広告主）が「売り」への直接的効果をプロモーションに対して求める傾向は依然として強く、広告代理店におきましても、その対策強化に本格的に取り組んでおります。当社としては、そのような広告代理店の動向に対応するため、次に掲げる施策に取り組んでまいります。

1. プロモーション領域の拡大と専門力&提案力の強化

従来実施してまいりました施策の維持・強化を通じて、引き続き更なるプロモーション領域の拡大と専門力&提案力の強化に取り組んでまいります。特に増加しているデジタル・プロモーション業務をフックに、リアルプロモーションとの統合提案を積極的に推進いたします。また、M&Aや業務提携につきましても引き続き積極的に検討してまいります。

2. 高度化する課題へ対応するためのリソースの強化

(1) プロモーションの専門領域からの中途採用

P R会社、店頭マーケティング会社、Web制作会社からの中途採用をはじめ、中国人の採用も実施いたしました。これにより更なる専門力の強化を図ります。

(2) 人材育成の強化

今期より人材育成の成果を育成者の人事考課に強く反映させる制度改訂を行いました。当社の「営業力・提案力・専門力の伝承」をより積極的に行い強化を図ります。また、新研修プログラムの導入も計画しております。

(3) 新卒定期採用の復活

2013年4月新卒を採用し、継続的成長の布石といたします。

3. 収益管理の強化

制作管理チーム・営業チーム双方による収益管理の徹底を図ります。最新の協力機関単価表により、最新の相場情報を全社で共有し収益率の向上を図ります。

(7) 主要な事業内容（平成24年6月30日現在）

- ① イベント、セミナーの企画、制作、施工、演出及び運営業務
- ② イベントの受託に伴う建造物、構築物の建築工事、室内装飾工事、電気工事等の実施、請負
- ③ 広報、広告に関する企画及び制作業務
- ④ セールスプロモーションに関連する企画、制作業務及び展示、装飾の企画、出版
- ⑤ セールスプロモーションに関連する広告、宣伝物及びプレミアム等の企画、製作、販売及び輸出入
- ⑥ 各種印刷物の企画、制作、出版

(8) 主要拠点等 (平成24年 6月30日現在)

本 社 東京都港区虎ノ門四丁目 3 番13号 神谷町セントラルプレイス
関西支社 大阪府大阪市北区西天満六丁目 1 番 2 号 千代田ビル別館
名古屋支社 愛知県名古屋市中区丸の内三丁目 5 番33号 名古屋有楽ビル

株式会社ティー・ツー・クリエイティブ
東京都港区虎ノ門四丁目 3 番13号 神谷町セントラルプレイス

株式会社ソイル
東京都港区虎ノ門四丁目 3 番13号 神谷町セントラルプレイス

(9) 使用人の状況 (平成24年 6月30日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
144(20) 名	△14 (△2) 名

(注) 使用人数は就業人員であり、契約社員、アルバイト等の臨時雇用者数は年間の平均人員を () 外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
125 (13) 名	△5 (△1) 名	33.2歳	6.8年

(注) 使用人数は就業人員であり、契約社員、アルバイト等の臨時雇用者数は年間の平均人員を () 外数で記載しております。

(10) 主要な借入先の状況 (平成24年 6月30日現在)

借 入 先	借 入 額
株式会社三菱東京UFJ銀行	630百万円
株式会社みずほ銀行	70
株式会社りそな銀行	70
株式会社三井住友銀行	70

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

II 会社の現況

(1) 株式の状況（平成24年6月30日現在）

① 発行可能株式総数	48,000,000株
② 発行済株式の総数	12,242,274株
③ 株 主 数	5,407名
④ 大 株 主	

株 主 名	株 式 数	持 株 比 率
川 村 治	1,402千株	12.31%
真 木 勝 次	1,385	12.16
ビービーエイチフォーファイデリティーロープライズドストックファンド	1,223	10.73
秋 本 道 弘	646	5.68
テ ー オ ー ダ ブ リ ュ ー 従 業 員 持 株 会	286	2.51
ジ ェ イ コ ム ホ ー ル デ ィ ン グ ス 株 式 会 社	260	2.28
日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	120	1.05
佐 竹 一 郎	102	0.90
小 林 雄 二	93	0.82
賀 来 昌 義	93	0.82

(注) 当社は、自己株式845,189株を保有しておりますが、上記大株主からは除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況（平成24年6月30日現在）

① 当社役員が保有している新株予約権の状況

事業年度末における会社役員の新株予約権等の保有状況

株主総会の決議日	平成17年9月26日
目的である株式の種類	普通株式
新株予約権の払込金額	無償
株式の払込金額	65,600円（1株当たり656円）
新株予約権の数	820個（新株予約権1個につき100株）
目的である株式の数	82,000株
行使期間	平成19年10月1日から 平成27年9月25日まで

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役（社外取締役を除く）	760個	76,000株	3名
監査役	60個	6,000株	1名

株主総会の決議日	平成17年9月26日
目的である株式の種類	普通株式
新株予約権の払込金額	無償
株式の払込金額	100円（1株当たり1円）
新株予約権の数	200個（新株予約権1個につき100株）
目的である株式の数	20,000株
行使期間	平成25年10月1日から 平成45年9月30日まで

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役（社外取締役を除く）	200個	20,000株	1名

株主総会の決議日	平成20年9月25日
目的である株式の種類	普通株式
新株予約権の払込金額	無償
株式の払込金額	100円（1株当たり1円）
新株予約権の数	300個（新株予約権1個につき100株）
目的である株式の数	30,000株
行使期間	平成25年10月1日から 平成45年9月30日まで

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役（社外取締役を除く）	300個	30,000株	1名

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長兼社長 兼最高経営責任者 (CEO)	川 村 治	
取締役副社長兼執行役員	真 木 勝 次	第一本部長
常務取締役兼執行役員	秋 本 道 弘	第三本部長
常務取締役兼執行役員	木 村 元	管理本部長 株式会社ティー・ツー・クリエイティブ取締役 株式会社ソイル取締役
常務取締役兼執行役員	江 草 康 二	社長室長 株式会社ティー・ツー・クリエイティブ取締役
取締役兼執行役員	島 村 繁 男	管理本部副本部長
取締役兼執行役員	攝 津 浩 義	第一本部副本部長 株式会社ソイル取締役
取締役兼執行役員	舛 森 丈 人	第二本部長
常 勤 監 査 役	倉 見 晴 夫	
監 査 役	萩 原 新 太 郎	芝総合法律事務所パートナー弁護士
監 査 役	吉 田 茂 生	株式会社キーストーン・パートナーズ代表取締役 会長

- (注) 1. 監査役の萩原新太郎氏、吉田茂生氏は、社外監査役であります。
 2. 監査役の萩原新太郎氏は、弁護士資格を有しております。
 3. 当社は、監査役の萩原新太郎氏を独立役員として指定し、東京証券取引所へ届け出ております。
 4. 取締役の舛森丈人氏は、平成23年9月26日開催の第35期定時株主総会において新たに選任され、就任いたしました。
 5. 監査役の吉田茂生氏は、金融機関で長年勤務しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 6. 平成24年7月1日付で以下のとおり取締役の地位・担当等の異動がありました。

氏 名	新	旧	異動年月日
川 村 治	代表取締役会長兼 最高経営責任者 (CEO)	代表取締役会長兼社長兼 最高経営責任者 (CEO)	平成24年7月1日
真 木 勝 次	取締役副会長兼執行役員 第一本部長	取締役副社長兼執行役員 第一本部長	平成24年7月1日
江 草 康 二	代表取締役社長兼 最高執行責任者 (COO)	常務取締役兼執行役員 社長室長 株式会社ティー・ツー・クリエイティブ取締役	平成24年7月1日
秋 本 道 弘	常務取締役兼執行役員 第三本部長 株式会社ティー・ツー・クリエイティブ取締役	常務取締役兼執行役員 第三本部長	平成24年7月1日
攝 津 浩 義	第一本部付 株式会社ソイル取締役	第一本部副本部長 株式会社ソイル取締役	平成24年7月1日

② 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	人 数	報酬等の総額
取 締 役	8名	266,630千円
監 査 役 (うち社外監査役)	3 (2)	25,150 (8,400)
合 計	11	291,780

- (注) 1. 株主総会の決議による報酬等の限度額は業績連動型報酬を含め取締役400,000千円(平成18年9月25日改訂)、監査役36,000千円(平成11年9月27日改訂)であります。
2. 報酬等の総額には、当事業年度に係る役員賞与74,738千円(取締役8名に対し業績連動型報酬71,738千円、監査役1名に対し3,000千円)が含まれております。
3. 期末日現在の人員は、取締役8名、監査役3名であります。
4. 報酬等の総額には、当事業年度に係る役員退職慰労引当金の増加額10,520千円(取締役7名分9,970千円、監査役1名分550千円)が含まれております。
5. 報酬等の総額には、平成20年9月25日開催の取締役会の決議に基づき、ストックオプションとして付与した新株予約権の当期費用計上額422千円(取締役1名分422千円)が含まれております。

③ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等との兼職状況

- ・監査役萩原新太郎氏は、芝綜合法律事務所のパートナー弁護士であります。なお、当社は、芝綜合法律事務所との間には特別の関係はありません。
- ・監査役吉田茂生氏は、株式会社キーストーン・パートナーズの代表取締役会長を兼務しております。なお、当社は、株式会社キーストーン・パートナーズとの間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
監 査 役	萩 原 新 太 郎	当事業年度開催の取締役会19回のうち18回及び監査役会14回のうち全回に出席し、主に弁護士としての専門知識を活かし、且つ公平中立な立場から適宜発言を行っております。
監 査 役	吉 田 茂 生	当事業年度開催の取締役会19回のうち全回及び監査役会14回のうち全回に出席し、公平中立な立場から適宜発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称 新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
・当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	30,000千円
・当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	30,500

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、国際財務報告基準（IFRS）助言指導業務等についての対価を支払っております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、下記に掲げる監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、取締役会に、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを請求します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項は、次のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人が法令・定款を遵守し、倫理を尊重した行動をとるためのコンプライアンス体制の整備については、取締役会の直属機関である「コンプライアンス委員会」により、その構築・徹底・推進を図るとともに、「コンプライアンス基本方針」を全役職員へ配布し、啓蒙活動を実施するものとする。更に、疑義ある行為について取締役及び使用人が社内の通報窓口、または社外の弁護士を通じて会社に通報できる内部通報制度を活用するものとする。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報は、社内規程の定めるところにより、文書または電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理する。取締役及び監査役は、それらの情報を閲覧できるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の業務執行に係るリスクについては、リスク管理規程に基づき、取締役会の直属機関である「リスク管理委員会」により、予見されるリスクの分析と識別を行い、各部門のリスク管理の状況を把握し、その結果を取締役に報告するものとする。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を原則月1回定例的に、また必要に応じ臨時的に開催するものとする。

その他、常勤取締役会議体として「役員ミーティング」を原則月2回開催し、取締役会決議事項以外の事項を協議するとともに、取締役会決議事項の事前審議を行うものとする。

ロ. 取締役会の決定に基づく業務執行の責任者及びその責任、執行手続の詳細については、既に制定されている組織規程、業務分掌規程、職務権限規程によるものとする。

⑤ 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及びグループ会社における内部統制システムを構築し、当社及びグループ会社間での内部統制に関する協議、情報の共有化等が効率的に行われる体制を整備する。また、グループ会社における法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見し是正することを目的として、内部通報制度の範囲をグループ会社全体とする。

⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役が必要とした場合、取締役会は監査役と協議のうえ、監査役の職務を補助する使用人を置くものとする。なお、使用人の任命、異動、評価、懲戒は、監査役会の意見を尊重したうで行うものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保するものとする。

⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ. 取締役及び使用人は当社及び当社グループ会社の業務の進行状況または業績に与える重要な事項について監査役に報告するものとし、職務の執行に関する法令違反、定款違反並びに不正行為の事実、または当社及びグループ会社に損害を及ぼす事実を知ったときは、遅滞なく報告するものとする。なお、前記に係わらず、監査役は必要に応じて、取締役及び使用人に対し報告を求めることができるものとする。

ロ. 監査役は、会計監査人、内部監査部門、グループ会社の監査役と情報交換に努め、連携して当社及びグループ会社の監査の実効性を確保するものとする。

⑧ 反社会的勢力排除に向けた整備状況

イ. 当社は、反社会的勢力との関係を遮断するため、「倫理規程」、「コンプライアンス基本方針」等に従い、断固たる態度で反社会的勢力との関係を遮断・排除するものとする。

ロ. コンプライアンス委員会による、協力機関（外注先）への反社会的勢力に関する情報提供依頼、及び誓約書の提出依頼等により、同勢力の排除に向けた協力体制を継続するものとする。

ハ. 反社会的勢力との関係について、取締役及び使用人に疑義ある行為があった場合、または同勢力から不当要求等があった場合は、内部通報制度により社内の通報窓口、または社外の弁護士を通じて会社に通報するものとする。

ニ. 販売先、外注先、経費支出先、仕入先、株主等の、新聞記事検索や信用調査機関による調査、インターネット検索エンジンによる検索を、定期的に実施することにより、ステークホルダーに反社会的勢力が関わっていないことを確認するものとする。

連結貸借対照表

(平成24年6月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	8,116,795	流 動 負 債	3,777,462
現金及び預金	1,392,565	買掛金	1,699,096
受取手形及び売掛金	2,492,822	短期借入金	840,000
未成業務支出金	299,251	未払法人税等	509,443
未収入金	3,768,727	賞与引当金	16,690
前払費用	36,586	その他	712,231
繰延税金資産	118,085	固 定 負 債	348,629
その他	8,757	退職給付引当金	172,022
固 定 資 産	1,349,346	役員退職慰労引当金	174,306
有 形 固 定 資 産	75,875	その他	2,300
建物	50,022	負 債 合 計	4,126,091
工具、器具及び備品	19,825	純 資 産 の 部	
土地	6,027	株 主 資 本	5,380,581
無 形 固 定 資 産	44,578	資本金	948,994
投資その他の資産	1,228,891	資本剰余金	1,027,376
投資有価証券	530,982	利益剰余金	3,874,489
保険積立金	313,307	自己株式	△470,279
繰延税金資産	148,116	その他の包括利益累計額	△42,114
敷金及び保証金	228,075	その他有価証券評価差額金	4,500
その他	8,410	土地再評価差額金	△46,614
		新 株 予 約 権	1,582
		純 資 産 合 計	5,340,049
資 産 合 計	9,466,141	負 債 ・ 純 資 産 合 計	9,466,141

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成23年7月1日から
平成24年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		14,033,556
売上原価		12,103,913
売上総利益		1,929,642
販売費及び一般管理費		817,385
営業利益		1,112,257
営業外収益		
受取利息及び配当金	10,567	
その他営業外収益	10,436	21,004
営業外費用		
支払利息	5,721	
その他営業外費用	952	6,674
経常利益		1,126,587
特別利益		
関係会社株式売却益	17,176	17,176
特別損失		
投資有価証券評価損	1,031	1,031
税金等調整前当期純利益		1,142,732
法人税、住民税及び事業税	599,756	
法人税等調整額	△54,108	545,647
少数株主損益調整前当期純利益		597,084
当期純利益		597,084

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成23年7月1日から
平成24年6月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
平成23年7月1日残高	948,994	1,027,376	3,480,497	△470,235	4,986,634
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△205,148		△205,148
当期純利益			597,084		597,084
連結範囲の変更に伴う利益剰余金の増加			2,055		2,055
自己株式の取得				△44	△44
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	393,991	△44	393,947
平成24年6月30日残高	948,994	1,027,376	3,874,489	△470,279	5,380,581

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			新株予約権	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	土 地 再 評 価 差 額 金	そ の 他 の 包 括 利益累計額合計		
平成23年7月1日残高	74,491	△46,614	27,876	1,160	5,015,671
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△205,148
当期純利益					597,084
連結範囲の変更に伴う利益剰余金の増加					2,055
自己株式の取得					△44
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△69,990		△69,990	422	△69,568
連結会計年度中の変動額合計	△69,990	—	△69,990	422	324,378
平成24年6月30日残高	4,500	△46,614	△42,114	1,582	5,340,049

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の状況

連結子会社の数……………2社

連結子会社の名称……………株式会社ティー・ツー・クリエイティブ
株式会社ソイル

従来、連結子会社であった株式会社ベップブランニングは、平成23年7月1日付で当社と資本関係を解消したため、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は連結決算日と一致しております。

2. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 満期保有目的の債券……………原価法

ロ. その他有価証券

時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

ハ. たな卸資産

未成業務支出金……………個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産……………定率法。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物……………3年～47年

工具、器具及び備品……………2年～15年

ロ. 無形固定資産……………ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法であります。

のれんについては、5年間の均等償却を行っております。

(3) 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当連結会計年度は貸倒実績がなく、貸倒懸念債権等の特定の債権に該当する債権もないため、貸倒引当金を計上しておりません。

ロ. 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

ハ. 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の金額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

ニ. 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

3. その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 収益の計上基準

売 上 高……………進捗部分について成果の確実性が認められるイベントについてはイベントの進捗率（イベントの進捗率の見積りは原価比例法）に応じて売上高を計上し、その他のイベントについてはイベントの本番終了日をもって売上高の計上日としております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(追加情報)

当連結会計年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. ファクタリング方式により譲渡した売上債権の未収額 3,707,873千円

2. 期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。
なお、当連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が、期末残高に含まれております。
受取手形 62,557千円

3. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用土地の再評価を行い、「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める地価公示価格に合理的な調整を行う方法により算出しております。

再評価を行った年月 平成13年6月30日

再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額 847千円

4. 当社においては、機動的な調達手段の確保により手元流動性を圧縮し、資金効率を高めることを目的として、取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額の総額	2,650,000千円
借入実行残高	840,000
差引額	1,810,000

5. 有形固定資産の減価償却累計額 195,707千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度 末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	12,242,274	—	—	12,242,274
自己株式				
普通株式	845,099	90	—	845,189

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加90株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年9月26日 定時株主総会	普通株式	56,985	5.00	平成23年6月30日	平成23年9月27日
平成24年2月6日 取締役会	普通株式	148,162	13.00	平成23年12月31日	平成24年3月9日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年9月25日 定時株主総会	普通株式	216,544	利益剰余金	19.00	平成24年6月30日	平成24年9月26日

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的 となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
		当連結会 計年度期首	当連結会 計年度増加	当連結会 計年度減少	当連結会 計年度末	
平成16年新株予約権	普通株式	30,000	—	—	30,000	—
平成17年新株予約権①	普通株式	257,100	—	18,400	238,700	—
平成17年新株予約権②(注)	普通株式	20,000	—	—	20,000	—
平成20年新株予約権(注)	普通株式	30,000	—	—	30,000	1,582
合計	—	337,100	—	18,400	318,700	1,582

(注) 平成17年新株予約権②、平成20年新株予約権を除く新株予約権については、権利行使可能です。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取り組み方針

当社グループは、必要資金を主に銀行借入で調達しております。資金運用については、主に流動性の高い短期の預金で行っております。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの債権管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、取引先の信用状況を定期的にモニタリングし、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的にその保有の妥当性を検証しております。

営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日であります。

借入金は、主に営業取引に係る資金調達であります。

営業債務や借入金などについては、当社グループでは各社が月次で資金繰計画を作成するなどの方法により、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成24年6月30日(当期の連結決算日)現在の連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。(注2)参照)

	連結貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,392,565	1,392,565	—
(2) 受取手形及び売掛金	2,492,822	2,492,822	—
(3) 未収入金	3,768,727	3,768,727	—
(4) 投資有価証券			
① 満期保有目的の債券	200,000	204,045	4,045
② その他有価証券	200,526	200,526	—
資産計	8,054,641	8,058,687	4,045
(1) 買掛金	1,699,096	1,699,096	—
(2) 短期借入金	840,000	840,000	—
(3) 未払法人税等	509,443	509,443	—
負債計	3,048,540	3,048,540	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、並びに(3) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。また、投資信託については、公表されている基準価格によっております。なお、保有目的ごとの有価証券に関する連結貸借対照表計上額と時価及び取得原価との差額は以下のとおりです。

イ. 満期保有目的の債券

	種類	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券			
	①国債・地方債	—	—	—
	②社債	200,000	204,045	4,045
	③その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	200,000	204,045	4,045
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券			
	①国債・地方債	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
	合計	200,000	204,045	4,045

ロ. その他有価証券

	種類	連結貸借対 照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計 上額が取得原価を 超えるもの	(1) 株式	188,160	126,427	61,732
	(2) 債券			
	①国債	—	—	—
	②社債・地方債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	188,160	126,427	61,732
連結貸借対照表計 上額が取得原価を 超えないもの	(1) 株式	1,293	1,701	△407
	(2) 債券			
	①国債	—	—	—
	②社債・地方債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3) その他	11,072	12,111	△1,039
	小計	12,366	13,813	△1,446
合計		200,526	140,240	60,285

負債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額
によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	130,456

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、
「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年内	1年超5年内	5年超10年内	10年超
現金及び預金	1,392,565	—	—	—
受取手形及び売掛金	2,492,822	—	—	—
未収入金	3,768,727	—	—	—
投資有価証券				
満期保有目的債券(社債)	—	—	200,000	—
合計	7,654,115	—	200,000	—

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額

468円41銭

2. 1株当たり当期純利益

52円39銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

貸借対照表

(平成24年6月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	7,720,066	流 動 負 債	3,684,744
現金及び預金	1,099,675	買掛金	1,514,041
受取手形	495,222	関係会社買掛金	239,886
売掛金	1,942,387	短期借入金	840,000
未成業務支出金	283,784	未払金	307,209
未収入金	3,752,909	未払法人税等	411,254
前払費用	34,147	未払費用	208,311
繰延税金資産	103,260	未成業務受入金	77,881
その他	8,680	預り金	22,714
固 定 資 産	1,479,685	未払消費税等	48,737
有 形 固 定 資 産	67,689	賞与引当金	14,707
建物	45,068	固 定 負 債	332,975
工具、器具及び備品	16,593	退職給付引当金	158,768
土地	6,027	役員退職慰労引当金	171,906
無 形 固 定 資 産	39,012	その他	2,300
電話加入権	2,652	負 債 合 計	4,017,719
ソフトウェア	25,159	純 資 産 の 部	
のれん	11,200	株 主 資 本	5,222,563
投資その他の資産	1,372,982	資本金	948,994
投資有価証券	530,982	資本剰余金	1,027,376
関係会社株式	150,000	資本準備金	1,027,376
会員権	8,410	利益剰余金	3,716,471
保険積立金	313,307	利益準備金	22,845
繰延税金資産	142,307	その他利益剰余金	3,693,626
敷金及び保証金	227,975	別途積立金	3,100,000
		繰越利益剰余金	593,626
		自己株式	△470,279
		評価・換算差額等	△42,114
		その他有価証券	4,500
		評価差額金	△46,614
		土地再評価差額金	△46,614
		新株予約権	1,582
		純 資 産 合 計	5,182,031
資 産 合 計	9,199,751	負 債 ・ 純 資 産 合 計	9,199,751

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成23年7月1日から
平成24年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		13,635,244
売 上 原 価		11,963,946
売 上 総 利 益		1,671,298
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		791,741
営 業 利 益		879,556
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	56,839	
そ の 他 営 業 外 収 益	5,100	61,939
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	5,721	
売 上 債 権 売 却 損	835	
そ の 他 営 業 外 費 用	117	6,674
経 常 利 益		934,821
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	1,031	1,031
税 引 前 当 期 純 利 益		933,790
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	483,500	
法 人 税 等 調 整 額	△51,481	432,018
当 期 純 利 益		501,771

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成23年7月1日から
平成24年6月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								株主資本計 合
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				自 己 株 式	
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計		
					別 途 積 立 金	繰越利益 剰 余 金			
平成23年7月1日残高	948,994	1,027,376	1,027,376	22,845	3,100,000	297,003	3,419,848	△470,235	4,925,984
事業年度中の変動額									
剰余金の配当						△205,148	△205,148		△205,148
当期純利益						501,771	501,771		501,771
自己株式の取得								△44	△44
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	296,622	296,622	△44	296,578
平成24年6月30日残高	948,994	1,027,376	1,027,376	22,845	3,100,000	593,626	3,716,471	△470,279	5,222,563

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			新株予約権	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
平成23年7月1日残高	74,491	△46,614	27,876	1,160	4,955,022
事業年度中の変動額					
剰余金の配当					△205,148
当期純利益					501,771
自己株式の取得					△44
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)	△69,990		△69,990	422	△69,568
事業年度中の変動額合計	△69,990		△69,990	422	227,009
平成24年6月30日残高	4,500	△46,614	△42,114	1,582	5,182,031

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項)

1. 資産の評価基準及び評価方法

- (1) 子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法
- (2) 満期保有目的の債券……………原価法
- (3) その他有価証券
時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの……………移動平均法による原価法
- (4) たな卸資産
未成業務支出金……………個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産……………定率法。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物 3年～47年
工具、器具及び備品 2年～15年
- (2) 無形固定資産……………ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法であります。
のれんについては、5年間の均等償却を行っております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当事業年度は貸倒実績がなく、貸倒懸念債権等の特定の債権に該当する債権もないため貸倒引当金を計上しておりません。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の金額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 収益の計上基準

売 上 高……………進捗部分について成果の確実性が認められるイベントについてはイベントの進捗率（イベントの進捗率の見積りは原価比例法）に応じて売上高を計上し、その他のイベントについてはイベントの本番終了日をもって売上高の計上日としております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(追加情報)

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. ファクタリング方式により譲渡した売上債権の未収額 3,687,934千円

2. 期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。
なお、当事業年度末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が、期末残高に含まれております。

受取手形 62,557千円

3. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用土地の再評価を行い、「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める地価公示価格に合理的な調整を行う方法により算出しております。

再評価を行った年月 平成13年6月30日

再評価を行った土地の当事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

847千円

4. 当社においては、機動的な調達手段の確保により手元流動性を圧縮し、資金効率を高めることを目的として、取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額の総額 2,650,000千円

借入実行残高 840,000

差引額 1,810,000

5. 有形固定資産の減価償却累計額 180,743千円

6. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債務 239,886千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

(営業取引)

売上原価 (外注費)

1,435,215千円

(営業外取引)

受取利息及び配当金

46,271千円

業務受託手数料

1,800千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株 式 数(株)	当事業年度増加 株 式 数(株)	当事業年度減少 株 式 数(株)	当事業年度末 株 式 数(株)
普通株式	845,099	90	—	845,189

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加90株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
会員権評価損	17,181千円
投資有価証券評価損	22,535
賞与引当金	5,588
役員退職慰労引当金	64,436
未払事業税	30,003
退職給付引当金	56,521
未払賞与	55,956
その他	20,346
繰延税金資産小計	272,570
評価性引当額	△23,518
繰延税金資産合計	249,051
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	2,487
のれん償却	996
繰延税金負債合計	3,484
繰延税金資産の純額	245,567

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差額の内訳

法定実効税率	40.7%
(調整)	
交際費	4.6
受取配当金	△2.2
住民税均等割	0.5
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	2.6
その他	0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	46.3

3. 法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法が平成23年12月2日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成24年7月1日以降解消されるものに限る）に使用した実効税率は、前事業年度の40.7%から、回収または支払が見込まれる期間が平成24年7月1日から平成27年6月30日までのものは38.0%、平成27年7月1日以降のものについては35.6%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債を控除した金額）が24,735千円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が24,378千円、その他有価証券評価差額金が356千円、それぞれ増加しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社等

(単位：千円)

種 類	会社等の名称	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
子会社	株 式 会 社 ティーン・ツー・ クリエイティブ	所有 直接100.0%	イベントの 制作・運営・ 演出業務の請負	イベントの 制作・運営・ 演出業務の請負	1,232,330	買掛金	214,247
				受取配当金	28,371	—	—
				業務受託手数料	1,200	未収入金	105
子会社	株 式 会 社 ソ イ ル	所有 直接100.0%	イベントの 映像・演出 業務の請負	イベントの 映像・演出 業務の請負	202,884	買掛金	25,639
				受取配当金	17,900	—	—
				業務受託手数料	600	未収入金	52

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

案件ごとに価格交渉の上、取引条件を決定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額

454円54銭

2. 1株当たり当期純利益

44円03銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成24年 8 月10日

株式会社テー・オー・ダブリュー
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 長 田 清 忠 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 湯 浅 信 好 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社テー・オー・ダブリューの平成23年7月1日から平成24年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適正な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社テー・オー・ダブリュー及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成24年 8月10日

株式会社テー・オー・ダブリュー
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 長 田 清 忠 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 湯 浅 信 好 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社テー・オー・ダブリューの平成23年7月1日から平成24年6月30日までの第36期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成23年7月1日から平成24年6月30日までの第36期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び内部監査部門並びに使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告にかかる内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

平成24年 8月16日

株式会社テー・オー・ダブリュー監査役会

常勤監査役 倉見晴夫 ㊟
監査役 萩原新太郎 ㊟
監査役 吉田茂生 ㊟

(注) 監査役 萩原新太郎及び監査役 吉田茂生は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の経営環境を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金19円とさせていただきますと存じます。なお、この場合の配当総額は216,544,615円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成24年9月26日

2. 剰余金の処分に関する事項

内部留保につきましては、将来の事業展開と経営基盤の強化を図るため、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 増加する剰余金の項目及びその額
別途積立金 100,000,000円
- ② 減少する剰余金の項目及びその額
繰越利益剰余金 100,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 法令に従い、現行定款第17条（議事録）について、一部見直しを行うものがあります。
- (2) 経営体制の一層の強化のため、現行定款第23条（役付取締役）について、役付取締役として新たに副会長及び相談役を追加するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。（下線は変更部分であります。）

現 行 定 款	変 更 案
(議事録) 第17条 株主総会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果並びに法令に定める事項を記載または記録し、議長並びに出席した取締役がこれに記名捺印または電子署名を行う。 2 (記載省略)	(議事録) 第17条 株主総会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果並びに法令に定める事項を記載または記録する。 2 (現行どおり)
(役付取締役) 第23条 取締役会は、その決議によって、取締役の中から社長1名を選定し、また必要に応じて会長1名、副社長、専務取締役及び常務取締役を各若干名選定することができる。	(役付取締役) 第23条 取締役会は、その決議によって、取締役の中から社長1名を選定し、また必要に応じて会長1名、副会長、副社長、専務取締役、常務取締役及び相談役を各若干名選定することができる。

第3号議案 取締役7名選任の件

本総会の終結の時をもって取締役8名は任期満了となりますので、改めて取締役7名の選任をお願いするものであります。なお、取締役の攝津浩義氏は本総会の終結の時をもって任期満了により退任いたします。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	川村 治 (昭和27年8月25日生)	昭和51年7月 (有)テー・オー・ダブリュー設立 代表取締役 平成元年3月 (株)テー・オー・ダブリューに改組 代表取締役社長 平成21年7月 代表取締役会長兼CEO 平成22年9月 代表取締役会長兼社長兼CEO 平成24年7月 代表取締役会長兼CEO (現任)	1,402,453株
2	真木 勝次 (昭和26年5月21日生)	昭和51年7月 (有)テー・オー・ダブリュー設立 取締役 平成元年3月 (株)テー・オー・ダブリューに改組 取締役第一制作部長 平成7年7月 専務取締役 平成10年7月 取締役副社長 平成18年8月 取締役副社長第二本部長 平成21年7月 取締役副社長兼執行役員 平成22年7月 取締役副社長兼執行役員第一本部長 平成24年7月 取締役副会長兼執行役員第一本部長 (現任)	1,385,699株
3	江草 康二 (昭和36年3月14日生)	昭和58年4月 (株)電通入社 平成19年7月 オグルヴィ・アンド・メイザー・ジャパン(株) 取締役マネージング・ディレクター 平成22年7月 当社入社 執行役員社長室長 平成22年9月 取締役兼執行役員社長室長 平成22年11月 (株)ティー・ツー・クリエイティブ 取締役 平成23年7月 当社常務取締役兼執行役員社長室長 平成24年7月 代表取締役社長兼COO (現任)	10,000株
4	秋本 道弘 (昭和29年9月25日生)	昭和52年5月 (有)テー・オー・ダブリュー入社 昭和60年7月 取締役 平成元年3月 (株)テー・オー・ダブリューに改組 取締役第二制作部長 平成7年7月 専務取締役制作本部長 平成13年7月 専務取締役第一本部長 平成16年9月 (株)ティー・ツー・クリエイティブ 代表取締役 平成21年7月 当社代表取締役社長兼COO 平成22年9月 常務取締役兼執行役員第三本部長 (現任) 平成24年7月 (株)ティー・ツー・クリエイティブ取締役 (現任)	646,939株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
5	木村 元 (昭和26年8月6日生)	昭和50年4月 ㈱三和銀行〔現㈱三菱東京UFJ銀行〕 入行 平成12年4月 四谷支店長 平成17年4月 当社入社 平成17年9月 取締役管理部長 ㈱ティー・ツー・クリエイティブ 取締役(現任) 平成18年7月 当社常務取締役管理本部長 平成21年7月 常務取締役兼執行役員管理本部長 (現任) 平成22年6月 ㈱ソイル取締役(現任)	50,000株
6	島村 繁男 (昭和35年12月30日生)	昭和57年4月 ダイア建設㈱入社 平成4年7月 ㈱日本リロケーション〔現㈱リロ・ホールディングス〕入社 平成10年1月 当社入社 平成18年7月 管理本部副本部長 平成20年9月 取締役管理本部副本部長 平成21年7月 取締役兼執行役員管理本部副本部長 (現任)	23,070株
7	舂森 丈人 (昭和35年3月6日生)	昭和57年4月 丸紅エネルギー㈱入社 平成2年10月 ㈱丹青社入社 平成15年10月 当社入社 平成18年7月 S P戦略本部長 平成18年9月 取締役S P戦略本部長 平成21年7月 取締役兼執行役員第二本部長 平成22年7月 執行役員エリア本部長 平成23年7月 執行役員第二本部長 平成23年9月 取締役兼執行役員第二本部長(現任)	89,800株

(注) 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第4号議案 取締役の報酬等の額の変更及び報酬等の内容の決定の件

当社の取締役の報酬等の額は平成17年9月開催の第29期定時株主総会において年額400百万円以内とする旨ご承認いただき、平成20年9月開催の第32期定時株主総会において上記の報酬枠のうち年額100百万円以内の部分を取締役に対してストック・オプションとして新株予約権に関する報酬等の額に割り当てる旨ご承認いただき今日に至っております。当社は、当社の役員報酬と業績と連動をさせ、株主重視の経営意識を高め、長期的な業績向上への意欲を高めることを目的として、株式報酬型ストック・オプションを取締役1名に付与しておりましたが、今般新社長に就任しました江草康二氏につきましても、株式報酬型ストック・オプションを付与することを企図しております。つきましては、当社の取締役の報酬枠のうちストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を現行の年額100百万円以内から年額200百万円以内へ拡大することにつきご承認をお願いしたいと存じます。なお、当社取締役等の報酬枠全体の金額には変更はございません。

ストック・オプション付与の具体的な方法につきましては、大要下記の内容の新株予約権を発行し、ご承認いただいた報酬枠の範囲で支給される、行使期間開始日までの間の対象者の報酬請求権と新株予約権の公正価格に相当する新株予約権の払込金額（発行価額）の払込債務とを相殺することをもって、ストック・オプションを付与することを予定しております。この場合の新株予約権の公正価格はオプション評価理論に基づき算定したオプション価値を下回らない額とします。なお、第3号議案（取締役の選任議案）が原案どおり可決されますと、付与対象者となる取締役は2名となります。

記

当社取締役に対して株式報酬型ストック・オプションとして発行する新株予約権は以下の内容といたしたく存じます。

- (1) 新株予約権の総数並びに目的である株式の種類及び数

新株予約権の総数は2,000個を上限とする。

（新株予約権1個当たりの目的となる株式数は100株。ただし、下記に定める株式の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）

新株予約権の目的である株式の種類及び数は当社普通株式20万株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割（または併合）の比率

- (2) 新株予約権行使に際して出資される財産の価額

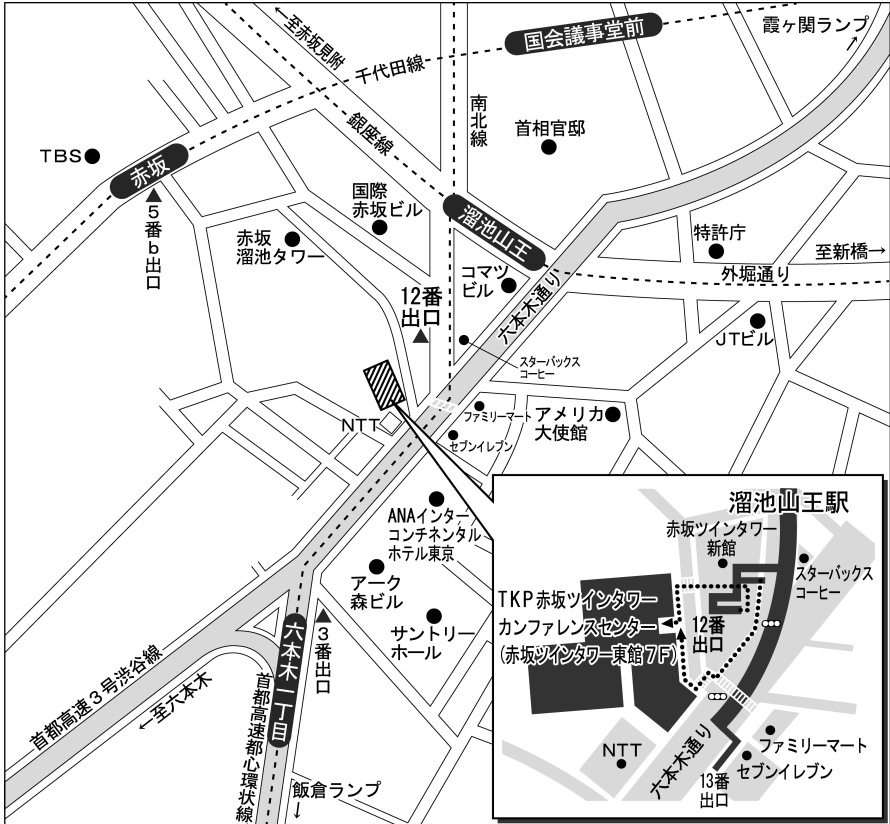
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

- (3) 新株予約権を行使することができる期間
平成34年10月1日から平成35年3月31日まで
- (4) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (5) 新株予約権の行使の条件
 - ① 行使期間の開始日において、対象者が当社の代表取締役の地位にあることを要する。但し、新株予約権の交付日から行使期間開始日までの間継続して当社の代表取締役の地位にあることは要しない。
 - ② 対象者が行使期間の開始日までに、新株予約権の発行にかかる払込金額の全額の支払い(報酬請求権との相殺による。)を完了していることを要する。
 - ③ 平成34年6月期における当社の連結経常利益が18億円以上であることを要する。(平成34年6月期より以前の決算期の業績は問わない。)
 - ④ 行使期間の開始日以後において対象者が死亡した場合対象者の相続人において新株予約権の行使ができる。
 - ⑤ その他の行使条件については当社取締役会の決議により定める。
- (6) 新株予約権の主な取得条項
 - ① 当社が消滅会社となる合併契約書が当社株主総会で承認されたとき、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が当社株主総会で承認されたときは、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
 - ② 対象者が、権利を行使する条件に該当しなくなった場合、あるいは新株予約権を放棄した場合は、当社は無償で当該新株予約権を取得することができる。
 - ③ 上記(5)により行使できなかった新株予約権がある場合には、当社はこれを無償で取得することができる。
 - ④ その他の取得条項については当社取締役会の決議により定める。
- (7) 新株予約権のその他の内容
上記(1)から(6)にかかる細目及び新株予約権のその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。
- (8) 新株予約権の割当日
新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

以 上

【株主総会会場ご案内図】

東京都港区赤坂 2-17-22 赤坂ツインタワー東館 7F
TKP赤坂ツインタワーカンファレンスセンター



交通手段

- | | | |
|----------------|-------|-----------------------|
| 東京メトロ銀座線・南北線 | | 溜池山王駅12番出口より徒歩1分 |
| 東京メトロ千代田線 | | 赤坂駅5番b出口より徒歩7分 |
| 東京メトロ千代田線・丸ノ内線 | | 国会議事堂前駅より徒歩7分 |
| | | (地下道を通して溜池山王駅12番出口より) |
| 東京メトロ南北線 | | 六本木一丁目駅3番出口より徒歩7分 |